

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（交通騒音振動対策グループ）（06-6615-7941）
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	共同利用施設への入館の制限
概要	他人に危害を及ぼす恐れがあるなどの場合、指定管理者は、共同利用施設条例の定めるところにより、共同利用施設への入館を断り、又は退館させることがある。
根拠法令等 及び条項	大阪市立共同利用施設条例（昭和49年8月31日条例第64号）第8条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>次に掲げる項目のいずれかに該当する場合、入館を断り、又は退館させることがあります。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者</p> <p>○ 「危害」とは、他人の生命を脅かすような危険のみでなく、単に他人を傷つけるようなことも含みます。</p> <p>○ 「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。</p> <p>(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者</p> <p>○ 「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることを含みます。</p> <p>○ 以下の場合、この項目に該当するとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な取り扱いにより音響設備や空気調和設備などを損傷する場合 ・ 旗ざおなどを振り回して壁、照明器具などを損傷する場合 ・ その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 <p>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者</p> <p>(4) 管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(5) その他管理上支障があると認める者</p> <p>○ 「管理上支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいいます。</p> <p>○ 以下の場合、この項目に該当するとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員を超過することが予想され、消防上危険な場合 ・ 使用者や施設住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・ その他管理上の支障がある場合 <p>上記の各号に該当しない場合であっても、個々の具体のケースにより、施設の実情に応じて不相当と判断する場合があります。</p>
ホームページ	
備考	